

家族政策関連年表 (オランダ)

年 月	事項	出典
1965	「2000年には総人口が2100万人に達する」とする新人口将来推計を発表。過剰人口を回避を目的とした「人口問題に関する王立委員会」が設立される。	(2)
1973	第1次石油ショックによる経済的打撃と失業率の上昇	(3)
1975	スリナムの独立承認。以降、スリナム出身の移民増加	
1979	第2次石油ショックによる経済的打撃。インフレの進行。失業率上昇により福祉財源が圧迫される。	(3)
	パートタイム労働を導入した事業主に対する補助金交付	(2)
1982	キリスト教民主党・自由民主党連立内閣による社会保障制度の見直し。政・労・使による「ワッセナーの合意」の成立	(3)
1983	合計特殊出生率が戦後最低1.47を記録	(8)
	議会で「目標とすべき人口数を1300-1400万人とする」ことが決定された	(2)
1988	「オランダ家族支援財団」の設立	(5)
1989	一般児童手当の給付開始	(4)
1990	保育奨励策の目標（就業・就学する女性のために、4年以内に現在約20,000ヶ所ある保育施設を49,000ヶ所に拡大するを導入）	(1)
	母性保護規定の拡充（産休を12週から16週へ100%休業補償）	(1)
1991	1 親休暇法の実施。4歳以下の子どもを持つフルタイム就労（週20時間以上の労働）の親に対して、無給の両休暇を最長6ヶ月まで取得できるようにし、週20時間内で労働時間を短縮して働きつづけることも可能にした。	(1)
1993	最低賃金及び休日に関する格差是正。パートタイム労働者に対する職域年金の適用排除の禁止	(2)
	1990年制定の保育奨励策の目標をほぼ達成	(1)
1994	医療制度改革シモンズ・プランの実施	(3)
	政府による親業支援パイロットプロジェクト（national parenting support pilot project）が開始される。	(1)
	合計離婚率34%が戦後最高となる	(8)
1996	1 労働時間制限法の実施	(3)
	労働法規における均等処遇原則の導入。パートタイム労働とフルタイム労働の差を労働時間の違いのみとし、賃金、社会保障、休暇、その他の諸条件における区別が解消された。	(2)、(7)
	社会保障申請者数が初めて減少。	(3)
	1 一般の保育施設の運営が地方自治体に委譲され、社会福祉法(Welfare Act)の管轄下に置かれることになった	(1)
	1 保育所の国家基準を設定。	(1)
	従業員の子どもの保育費用を肩代わりする企業に対し税割戻しを実施。4,100万ギルダ（1,900万ECU、1ギルダ=約62円として2542万円）。	(1)
	新たに5,000箇所の保育施設が創られ、その大部分は企業の出資による。	(1)
1997	6 親休暇法改正で、週労働時間の規定がなくなり、子どもの年齢制限は8歳となった。	(1)
	学童保育(4-12歳)の拡充目標を設定。2000年の末までに26,000箇所の学童保育を創り、全体で41,000箇所にする。このため2億2,400万ギルダ（1億1,000万ECU、約138億8800万円）の予算を計上。	(1)
	兵役制度の廃止→志願制に	(3)

年 月	事項	出典
1998	1 自営業および独立営業をしている女性は、16週間の母親給付を受給できる。その給付額は、収入調査を行ったうえで平均所得の100%までとする。	(1)
	1 登録パートナー制度(registered partnership)の導入。同性同士の婚姻登録も可能となる。	(8)
1999	労働時間の短縮に関する被雇用者の権利に関する法律の制定検討	(6)

出典：

- (1) Council of Europe, 1999, The Netherlands Review of National Youth Policy
(2) <http://www.childpolicyintl.org/>
(3) 仲村優一・一番力瀬康子、『世界の社会福祉 ドイツ・オランダ』、2000、旬報社
(4) 広瀬真理子、「オランダ」、田中浩編『現代世界と福祉国家－国際比較研究－』所収、1997、お茶の水書房、p.203 - p.218
(5) 野村明代、「資料：ドイツ、オーストリア、スイス、オランダの家族政策」、阿藤誠編『平成11年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国の少子化動向と少子化対策も関する比較研究』所収、2000、p.194 - p.224
(6) 前田信彦「オランダにおける雇用（失業）政策の動向と家族変動」、小島宏編『平成8～10年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国における家族政策と雇用政策の関係』所収、1999、p.65 - p.82
(7) 岡部陽三「オランダモデルとは何か：日本は何を学ぶべきか」、日本ILO協会編、『世界の労働』第50巻第2号、2000
(8) Council of Europe, 1999, Demographic development In Europe 1999, Council of Europa, (CD-ROM)
(9) Josef Gasseen, Joop de Beer, et al (Ed.), 1999, Statistics Netherland, Voorburg/Heerlen

インタビュー調査報告書

原 俊彦

1. 調査の概要

平成 13 年 3 月 2 日から 3 月 14 日までドイツのフランクフルト市及びその近郊で、インタビュー調査を実施した。モデル家族計算に対応し、ドイツの家族政策が実際の家庭で、具体的にどのように受容・認識されているかを定性的に確認することを目的とした。

調査対象とした家族は、無子家族 1 組、1 子家族 4 組、1 子母子家族（同棲後別居）1 組、2 子家族 3 組、3 子家族 2 組の計 11 組で、主として収入、税金、児童手当、育児休業などについて質問した（ただし、無子家族 1 組については企業経営者としての視点からドイツの家族政策に対する意見を聞くことを目的としたため、プロフィールデータはなく、また他のケースと質問内容が異なる）。

なお、調査対象には、夫婦ともドイツ人、ドイツ人と日本人、ドイツ人と他の外国人、日本人同士など多様な組み合わせを選んだ（ドイツでは家族政策的施策において国籍による差がないこと、日本や外国との比較、インタビューにおける言語上のニュアンスの違いなどを重視したため）。

調査では事前に質問票を配布、面接し会話を録音、VTR による周辺環境・家族の撮影、テープ内容の事後分析を行った。

2. 調査結果

2.1 プロフィール

（1）世帯構成

1 子カップル（以下 CP1 と記述）は 4 組で、男性は 28 歳から 44 歳、女性は 32 歳から 37 歳、男女とも他のグループより年齢がやや若く、また子供も 0 歳から 1.5 歳と幼い。

ケースナンバー（以下 CN と記述）2 の男性は 44 歳と例外的だが、すでに別居している息子がおり事実上の再婚ケースにあたる。また、女性は他のグループよりは若い、第 1 子が 1 歳未満前後であることを考えると晩産である（表 1）。

これに対し 2 子カップル（以下 CP2 と記述）は 3 組で、男性は 41 歳から 51 歳、女性は 35 歳から 43 歳、3 子カップル（以下 CP3 と記述）は 2 組で、男性は 39 歳／41 歳、女性は 43 歳／47 歳と、いずれも CP1 より年齢が高い。CN9 のマレーシア人男性が CP3 で 39 歳と若い、これは母国の結婚習慣によるものと思われる。また子供数を考慮すると、女性は CP2、CP3 で、CP1 より概ね早婚である。

CN10 は、単親 1 子（以下 LP1 と記述）で、専門学校在学中に妊娠、これを契機に同棲し近年別居したケースで、子供はすでに 7 歳となっている。

(2) パートナー関係・就業状況の変化

関係期間／結婚・同居期間は子供数が多いほど長い、知り合ってから同居開始までの期間（両者の差）は半年から3年程度とバラついており、子供数による違いはみられない（表2）。

就業状況は、男性は、結婚・同居前、結婚後、子どもの誕生後とも、一貫してフルタイム就業が大部分で、家族構成の変化が就業形態に与える影響はみられない。CN2CP1で、第1出産後、週30時間以下のパートタイムとなっているが、これは職業が芸術家（自由業）で実働時間の把握が困難であり、「制度上(税制?)有利」との理由による。またCN8CP3では「様々」となっているが、これは外国人として種々の職業訓練・仕事に就き、現在は自営者として起業中という特殊事情による。CN9CP3とCN10LP1は、第1子出産前後、まだ学生であった事による。

これに対し、女性の就業状況は、結婚・同居前は学生かフルタイム就業で共通しているものの、子供数や男性の職業などにより結婚後や出産後に変化しており、はるかに複雑である。以下、具体的には：

●CP1

CN1では結婚後はパートに切り替え、出産準備に入り、現在、産休取得中で、その後、3年間の育児休暇に入る予定。3年後の職場復帰の時は、どうされますか？との質問には、育児ママ（Tagesmutter）を雇ってパートを考えているが高そうなので、2人、3人と子供を作ろうと思っているとのことであった。CN3も同様の答えで、いずれも女性より男性の方がそれを希望している様子である。CN4も同様に育児休暇中だが3年間後はフルタイム就業での復帰を希望。ただし保育所などの問題が上手く行くかどうか不安とのことであった。例外はCN2で、女性の職業業が美術史家と、高度な専門職である（以前は美術館に勤務）関係もあり育児休暇ではなく失業中とのこと（ただし育児休暇手当は取得している）。仕事があればフルタイム就業での復帰を希望している。

●CP2

CN5とCN6は、第1子誕生まではフルタイムだったが、育児休暇取得後の職場復帰では子供の世話をしなければならないという理由でパートタイムに変更。第2子出産後も同様のパターンを取っている。ただし、ここでいうパートタイムは、出産前の同じ職場で週の労働時間を減らしたものである。またCN6では第1出産後が週25時間、第2出産後は週12時間と子供が増えるにつれ、就業時間が短くなる傾向が確認できる。これに対しCN7では、結婚後、学生+パート、第1出産後パート、第2出産後パートからフルタイムと複雑な変化がみられるが、これは男性が自由業（芸術家）、女性が副業で翻訳業と比較的時間が自由であること、パートには育児休暇制度が適用されないこと、また現在フルタイム就業になっているのは、子供が大きくなり手が離れてきたことによる。

●CP3

CN8は男性がマレーシア人で、外国人として様々な職業訓練・仕事に就き、現在は自営業、女性はスチワーデスというケースで、とりわけ、女性が勤める企業は、子育てのための勤務時間調整に理解があることで有名であり、育児休暇を取るより年間のフライトを調整する方が収入面でも遙かに優位であるという事情による。このためフルタイムのまま、第1子出産後は90%、第2子出産後は75%、65%と勤務時間を減らし、現在は64%、つ

まり5ヶ月/年は完全に職場を離れることが可能であるという。

これに対し、CN9は、第1子誕生以前は学生であったため、育児休暇制度は適用外であり、その結果、第1子から第3子誕生まで専業主婦となり、その間に通信教育で職業資格を取得、末子が手を離れた後、フルタイム就業に入ったケースである。

●LP1

CN10は妊娠→同棲→第1子出産までは学生であり、やはり育児休暇制度は適用外であったという。そして第1子出産後も学生+パートで学位を取得、その後フルタイム就業となった。また男性との別居後は経済的な理由からもフルタイム就業せざる得ないとの話である。

(3) 居住形態

居住形態はCP1グループでは、マンション・アパート (Alte Wohnung) が主流で、CP2グループ、CP3グループでは、一戸建て持ち家が中心となる傾向がみられる (表3)。また部屋数も子供数が多いほど多い。インタビューを通じて分かったことだが、ドイツでは基本的に一人の子供には一人の部屋が当たり前との考え方になっており、子供数に比例して、住居が必然的に大きくなるとのこと (ただし、この考え方は戦後の高度成長期以降)。

住宅補助は基本的に自己所有の場合のみであるが、その形態にはばらつきがあり、またCN3のように、各種補助制度の導入時期との関係で適用外となるケースもみられる。なお単親世帯のCN10LP1で住宅補助が出ていない点は意外だが、「政府からの家賃補助はないのですか？」との質問に「大して稼いでいるわけでもないのだけど、収入が申請基準を超えてしまうので」と回答している。

周辺住環境は、大都市から離れた村の方が子育てには明らかに適しているとの印象を受けた。また今回調査の中心となったフランクフルトは最悪との発言もあった。

*以下、インタビューの抜粋。CNはケース番号。文中、H：インタビュアー、N：インタビュー・コーディネーター、M：は男性パートナー、F：は女性パートナーの発言。冗長部分は (中略) などの形で割愛した。

CN2：F：フランクフルトは駄目。フランクフルトは家族向きじゃあない Keine Familienstadt。独身都市 Singlesstadt。たとえばドルトムントなんかだったら、子供が産まれても広い住居に引っ越せるし、そしたら2人でも3人でも産める。N:それに子供が大きくなると部屋も必要になるしなあ。昔はドイツでも4 Zimmer-wohnung (4部屋住居) が標準だった。

2.2 家計

(1) 収入・家族政策的補助・税控除

事前に質問票を配布する段階で、答えたくない項目、わからない項目については回答不要と伝えたこともあり、収入に関しては、特に男性の給与所得者で無回答 (NA) が目立

ったが、回答が得られたケースのみを見ても、粗世帯収入は月額 3753DM から 14670DM まで、かなりのばらつきがあり、世帯規模や共稼ぎかどうかなどの明確な関係はみられない（表 4）。

収入のうち、児童手当 Kinder geld は、所得と無関係に金額が子供数に比例していることもあり、すべての世帯で明確な回答が得られ、この制度が当然のものとして広く定着している様子がうかがえる。なお児童手当の受け取り人は CN1, 4,5,6,7,9 が男性、CN2,3,8,10 が女性と、世帯により異なる。

これに対し育児休暇手当に関しては、回答が曖昧で、CN2、CN3 のみで受給が確認された。これは受給に所得制限その他の制約条件があり算定が複雑であること、また過去の受給は度重なる制度変更もあり、記憶が曖昧であるなどの事情によると思われる。

その他の補助としては、CN8 で住宅補助金年額 7000DM と、CN9 で新築住宅援助金 年額 1133DM があるが挙げられている。また CN10・LP1 の 600DM は公的補助ではなく、男性パートナーから受け取っている養育費である。

回答が得られたケースのみについて、世帯の粗収入に占める補助金の割合を計算してみると、児童手当が 3.1% から最高 18.0% で概ね 6% 前後、育児休暇手当は CN2 で 6.3%、

その他の手当・補助が 7.7% から 16.0% で、粗収入に占める手当・補助の割合は CN6 の最低 4.8% から CN8 の最高 29.7% まで様々であるが、いずれも小さいとは言えない。

また、その他に、家族政策上の税控除として、家族控除、扶養者控除、教育控除などがあるが、所得や家族の就業状況などにより非常に複雑で、納税票を見るか会社の税理士に聞かしないとわからないという世帯が大部分であり、殆ど意識されていないか、よく理解されていない印象であった。また CN6 は収入面では住宅手当をもらっていないが、代わりに住宅費控除（Baukindergeld 年額 1960DM、8 年後にはなくなる）を得ている。

所得税などの回答が得られたケースのみについて純世帯収入を算定し、手取りとして純世帯収入が粗収入に占める割合を求めると、CN2 の 99.8% から CN8 の 48.3% までかなりの格差があることがわかるが、この違いは家族政策的控除によるより、自営業か非自営業かなどの職種の違いによるものと思われる。

（2）支出

収入の場合とは異なり、支出では NA や不明な回答が少なく、それだけ強く意識されていることがわかる。ただし、回答の精度については CN6 のように家計簿に基づき詳細な数値を積算してくれた世帯から、夫婦で議論になるケースまで様々であり、全体としては主観的評価と解釈すべきであろう（表 5）。

しかし、各家庭の支出全体に占める割合は、いずれも住居費がもっとも高く、CN5 の最低 34.4% から CN8 の 71.3% まで、かなりの比重を持つ点で共通しており、この事は『一番、負担に感じているのは？』という質問に対し、CN3 の NA を除き、すべての家庭が異口同音の回答を寄せていることでも確認できる。なお CN8 の住居費割合が 71.3% と異常に高いのは、男性が起業中のため事業への投資分がマイナス所得となり、家計所得が一時的に縮小していることによるが、住居が大きく住宅ローンが高額であることも影響していると思われる。

これに対し、食費の割合は、CN1・CN9 の 15% から CN2 の 40.5% まで世帯によりバラ

ツキが大きい。が、家族構成員の数との相関はなく、ライフスタイルの違いを反映しているものといえる。

粗収入の場合と同様に、ここでも児童手当を支出で割り、その相対比率を求めると、CN1の6.9%からCN8の36.9%まで様々であるが、粗収入より支出ベースで見の方が児童手当のウェイトは大きい。公的手当全体では、この比率はCN1の6.9%からCN8の60.8%までと拡大し、ドイツの家族政策的財政支援の手厚さが確認できる。

2.3 政策の受容

(1) 児童手当・扶養控除について

児童手当などの家族政策的施策や制度について、どの程度、認知しているかの質問（自分の子供が受けている児童手当・扶養控除などの額を良く知っていますか？）に対しては、CN2とCN5を除き、CN7、CN8、CN9が「法律の改正も含めしっかり把握している」、その他の家族も「十分に知っている」と回答しており、制度の認知度は高い（表6）。

しかし、いつ、これらの制度を意識するようになったかとの質問に対しては「子供を持つようと思ってから」、「第1子出産後」、「第2子出産後」としており、「結婚あるいは同居開始以前」、「結婚あるいは同居後」などの回答はなく、インタビューでも子供の出産が間近になるか、あるいは生んでしまってから、両親教室や友人・知人から知識を得るケースが殆どであることが確認できた。

一方、現状について「もし、現在、受給している児童手当・扶養控除などがなくなったとしたら」という質問に対しては、CN4が「変化なし」、CN3とCN6が「影響はあるが深刻ではない」としているのに対し、他の世帯は「かなり生活が苦しくなる」と回答しており、この評価は、家計に占める手当・補助の大きさに対応していると思われる。

だが、制度に対する評価は、各家庭とも非常に厳しく、「たいへん良い（ただし金額は少ない）」としたのはCN9の、専業主婦からフルタイムに復帰した女性のみであり、CN2とCN4は一応「十分」と評価しているものの、手続きが面倒、制度改正が多く一般の人には複雑過ぎる（特に税控除）と指摘している。

その他の家庭は、主として金額が少ない点を問題にしており「赤ん坊のミルク代程度にしかならない」、「無子の場合と比較して、子供の養育費・女性の逸失所得・年金などの費用が補償されていない」、「どの家庭も一律定額ではなく、塾など具体的支出に応じた補償をすべきだ」、「子供にやる小遣いなども含め月3000から4000DMはほしい」など、より手厚い財政支援への要求が強い。またインタビューから受けた印象から、子供が多いほど、また子供の年齢が高いほど金額に対する不満が強くなる傾向があることがわかった。

CN1:

M: 意識したのは子供を持つようになってから。まあ児童手当があるから産もうという人はいないでしょう。生活の足しにはなる。でも、まあ産もうと思ってから。最初よく聞いたのは、よくトルコの人の子供を沢山産んで、それで生活しているとか。N: いるよ。児童手当と生活保護、特に片親の場合。住宅手当も付くし。外国人の場合には確かに安定した

収入にはなる。H：手続きは面倒ですか？M：役所と近くに住んでいる友人に聞いた。向こうからは連絡なし。出産準備クラス Vorbereitungsklass で書類とかも教えてくれ、参考になった。児童手当の方は、それほどでもないのだけど育児休暇手当 Erziehungsgeldの方がすごくややこしくて、同じクラスの人に教えてもらって。

CN2：

H：子供ができるまで知らなかった？ M：ええ。全く。H：まあ、でも毎月 300DM は悪くないでしょ？ F：ええ。それに 600DM（300DM の間違いか？）の育児休暇手当 Erziehungsgeld もあるし。さらに私たちの場合、保育ママ Tagesmutter を雇うと、青少年局 Jugendamt からさらに補助が出るし。ただ申請は恐ろしくややこしい。H：Tagesmutter を雇う場合ですか？ F：他の事も含めて、とにかく沢山、書類を書かねばならない。H：で、どう評価しますか？ M,F：十分 Ausreichend。

CN3：

H：児童手当は 270DM は十分と言えますか？ M：もちろん十分とは言えない。ミルクとおむつ代くらいか。だから、今日では子供を育てることは非常に大きな経済的負担だといえる。やはり子供を持つ前に経済的な問題（やってゆけるかどうか）を考えるのは常識。じゃあないと、子供が産まれてから、びっくりしてしまうことになる。母親学級の受講者は今日では 30 代前半くらい。我々なんかも今は 30 代半ばだから。つまり、今日では子供を持つ前に、その負担に対する覚悟や準備が必要で、そのために出産時期が 30 代にずれ込んでいるのではないか。どっちにしろ親になるのは大変。日本では、もっと色々お金が掛かるとか？

CN4：

H：必要な程度にご存じ？ M：ええ。H：システムに関心を持ったのは？ F：子供を持つようになってからです。H：児童手当がなくなっても生活に影響なしとなっていますが、珍しいですね？ M：月 300DM しか貰ってないので、大した役には立ってないから（*奥さんも同意）。

H：だから十分という訳ですね。仕組みが複雑のところにもチェックが入っていますが。

CN5：

H：家族政策については、あまり詳しく知らない？ F：ええ。H：いつ知るようになりましたか？ F：第 1 子が産まれてから H：まあ、これが多数派ですね。M：そうだ。F：政府は色々考えて制度を作っているんでしょうが。子供を持つかどうか、普通はわかenらい（できない場合もあるし）。だから、やはり生まれてからでしょ。もちろん子供はほしいと思っていたけど。

H：もし制度がなくなったら、かなり苦しい。これも多数派ですね。F：ええ。

H：この制度をどう思われますか？ F：額が十分でない。H：これも多数派ですね。F：ええ。M：ある女性政治家が、子供 1 人当たり 300EUR にする提案をしているよ。H：EUR？ M：そう要求している。F：だから児童手当は確かに良い制度なんだけど、この額では子供に

掛かる費用をまったくカバーできないでしょ。赤ん坊を育てる費用にも足りないわ。で、その後、大きくなって教育を受け始めると、もっと掛かる。M:問題は子供がいると女性が働けない。収入が減るからね。ドイツでは共稼ぎでフルタイム就業ならかなり稼げる。F:ある本に専業主婦の仕事がどれくらいの所得に相当するか書いてあって興味深かったんだけど、それによる 3000 から 4000DM/月になるんだって。2子家族の場合で。

CN6:

H:児童手当・児童控除の知識は?家族の生活にとって必要な程度?M:ええ。

M:どっちにしろ、子供を育てるコストとしては児童手当は十分ではない。ドイツでは子供1人育てるのに百万マルク(約5000万円)はかかると言われています。

H:意識したのは?第1子が産まれてから。M:ええ。

H:なくなった場合の影響は、それほど深刻ではない?いずれにしろ、大した金額ではない?

M:そう。ドイツの問題は家族持ちは貧乏しなければならい(auf der Straße breiben)という点です。ドイツでは平均世帯の子供数は2.02人です。日本はどれくらいか知りませんが、どっちにしろ少ない。この国で3人も子供がいると asozial 非社会的と呼ばれます。ひどい言葉ですけどね。みんな言いますよ。

H:それは子供が多いと世話が大変で、趣味と余暇で他の人たちとお付き合いする時間がなくなるからですか?

F:お金がなくなるからです。そういう人は、すべてのお金を子供に投資しなければならない。ホビーはもちろん誰も家に招待できないし、女性は外に働きに行けないし。N:パートでさへ。F:そうです。私の友達に4人子供がいますが、パートを少しやっているけど、それだけでも大変で夜は子供の宿題は見てやらなければならないし。M:ドイツの家族政策は、そういう意味では非常にマズイ。本当は家族が社会の基盤なのに。若い人がいなければ、いずれ我々は滅びてしまうのに。だから外国人の受け入れに関する法律を検討しなければならない。このままではみんな年寄りになっちゃうね。

CN7:

H:法律改正も含め良く知っている?まあ、奥さんの方だけかなあ。M:俺も税金の申告する時に結構なあ。H:いつ頃から?第一出産後。(中略)。F:二人目を産むかどうかの判断にはなる。M:二人目はね。多分3人目まで行かないと無理なんじゃない。F:だって二人目になると、奥さんがフルタイムで働くのきついじゃないですか。その時に育児休暇とか手当とか。そういうのは凄く影響する。やっぱりね。育児休暇の方が私は影響があると思う。

CN8:

H:児童手当などの制度には詳しい?F:はい。H:制度的なものを知るようになったのは?F:子供を持ちたいと思うようになってから。あるいは、最初の子供が生まれる前かな。H:評価は?やはり金額が十分ではないと?F:ええ。子供がいない人と比べれば不利なので。まず、働く時間が短くなるので所得が減るし、子供の養育に費用が掛かる。さら

に所得が減る分、年金も少なくなる。我々の子供たちが年金を払うというのに。H：今日、そういえばラジオで、年金改革との関係で、専業主婦の問題を取り上げていましたね。F：そのとおり。H：特に配偶者が早く亡くなると大変ですね。

CN9：

H:システムは変更も含めてよくご存じで。ああ、お二人とも専門家ですものね。F:彼はよく知っているわ。M:管理部門・人事部を担当しているからね。H:なるほど。管理職なんですね。

H:システムを意識したのは、最初のお子さんが産まれてから？ まあ、みんなそうですね。

F:ええ。そうでなければ全く知りません。M:今でも思い出すけど、最初の子供が 1985 年産まれた頃は、たった 50DM/月だったよ。(確認*1992 年から 70DM) F:今は第 1 子から 300DM だから。

H:制度が廃止になると、かなり堪える？ F:はい。

H:現在のシステムの評価は？ F:どこに付ければ良いのかわからなかったの？

H:大変、良い？ F:はい。

CN10：

H:制度については自分の生活に必要な程度は知っている？ F:はい。(*後で、社会教育が専門だとわかるが、その割には回答が曖昧だ。) H:制度について知るようになったのは、子供が産まれてからですね？ F:はい。H:大多数がここに付きますね。F:ええ。H:これがないと生活の維持が困難？ F:はい。H:金額に不満がある？ F:ええ。特に税制面の対応が。今は単親家庭に対する課税が厳しくなったので。H:単親家庭は非常に優遇されているのではありませんか？ F:私はそうは思いません。確かに私たちは児童手当 Kindergeld をもらっていますし、幼稚園に対する補助も受けていますが、かつては単親家庭に対する特別な課税階層 Steurklasse があったんですが、これは廃止になったんです。

H:あれ、でも、養育控除 Kinderbetriebsbeitrag は受けているのではありませんか？ F:わからないんです。税金の書類を何度みても、それらしいことは書いてないし。正直なところ、よくわからなくて。

(2) 産休・育休について

男性パートナーで産休・育休を取得したケースは CN8 を除き皆無で、その理由は「主な稼ぎ手だから」が最も多く、次いで「妻が取るから」「妻が家にいるから」、「自営業だから」などの理由が挙げられており、ドイツでも基本的に男性が働き、女性が育児に責任を負うのが常識であるという傾向がはっきりと確認できる。確かに「主な稼ぎ手だから」という回答には、実際問題として逆にしたら十分な所得が確保できず生活できないというニュアンスも感じられるが、現状の制度に対する評価も「たいへん満足」、「十分」、「肯定的。女性には良いが、男には実質的に関係なし」など全体として肯定的であり、男女の性別役割分業解消を求める意見はなかった(表 7a)。

CN8 では、例外的に第 1 子出産時に 6 ヶ月、第 2 子出産時に 13 ヶ月の産休を取得して

いるが、これは妻の方が高収入でしかも就業期間を自由に調整できたためと思われる。なお CN8 男性は「マレーシアでは考えられない。男性も仕事ばかりでなく、家族を大切にできる素晴らしい制度である」と高く評価している。

一方、女性パートナーでは産休・育休を取らない方が例外で、第1子誕生前後に学生であったか失業業中であった CN2、CN7、CN9、CN10 がこれにあたる（表 7b）。

その他のケースでは、産休は産前6ヶ月産後8ヶ月取得（CN8 スチワードスは男性と分け合ったので短い）休業補償も支給されている。また育児休暇は概ね3年を取得しているが、CN5 では第1子で1年、第2子で3年、CN8 では第1子、第2子は0年で、第3子のみ2年と変則的なケースもある。インタビューでは子供が増えるほど育児休暇が必要になるという印象を受けた。また産休とは異なり、育児休暇の場合は休業補償に所得制限があり、最長2年の補償を受けたケースは、CN6 の女性（社会保険会社勤務）のみで、CN4 が年金への算入、他は補償はなしとの回答を得た（法律上は全員、年金への算入が認められているはずだが意識されていないものと思われる）。

女性パートナーの産休・育休制度に対する評価は、CN1、4、9 が「大変満足」、CN2、5、6 が「十分」と概ね良好であるが、CN7 の「実際に取れば」、CN8、10 の「不十分」など男性より厳しいものも見受けられる。

また制度自体は評価するものの、採用時に育児休暇を取得する可能性があると思なされて警戒された経験を持つ女性 CN3 や、実際に職場復帰後、再適応が困難であった CN6 などの例もあった。

なお、CN11 で日本の現地法人の経営者に行ったインタビューでも、このような困難が実際にありうることを確認できた。

CN7：

H：で、この国の産休・育児休暇についてはどう思いますか？あなたは取れなかったんですけど、一般的に見て。F：実際に実行されている会社はいいなと。H：かならずしも実行されていない？F：職場復帰する権利だけあっても、その後のケアがないと続けられないでしょ。

CN8：

H：御主人は、この制度をどう思いましたか？M：すごいと思いました。マレーシアでも似たような制度を作ろうとする試みがありますが比較になりません。F：マレーシアでは女性は出産直前まで働いて、その後4ヶ月の産休で、すぐに職場に復帰します。F：しかし、マレーシアの女性は、長い産休・育児休暇の危険性がないので、経営者側から喜ばれるし、出世のチャンスも大きい。私の妹（ドイツ人）は就職先を探していますが、30歳で新婚なので仕事が見つかりません。雇う側は、いつ妊娠して産休や育児休暇に入るかわからないからです。

CN10：

H：えーと貰っていない？ ああ、学生だったんですね？F：はい。H：母親手当ももらってませんか？F：いいえ。H：育児休暇も？F：いいえ。学生だったので。（中略）H：制度に対

する意見は？F：これは私に関してではなく、一般的な意味での意見（不十分。期間が短い、金額が少ない）です。H：でも、次の子が生まれれば、あなたも利用できますね。いまはフルタイム就業されている訳です。F：ええ。でも私が知る限り、育児休暇は職場復帰が保証されるだけで、手当は付かないはず。つまり、産休は出産前 6 週分の賃金が補償されますが、育児休暇は最長 3 年取れますが、お金は貰えません。

CN3：

H：奥さんが育児休暇 *Erziehungsurlaub* と言った時の職場の反応は？F：雇われる時に、将来子供を持つつもりがあるかどうか聞かれた。本当は、そういうことは聞いていけないことになっているのですが。就職時に既婚で子供がいないと、雇い主は、しばらくすると、子供を産んで教育休暇を取るのではないかと不安になるからです。無論、子供が産まれて申請した場合には拒否できない。雇用主は、半年の試用期間は確かに警戒していたようで、他のドイツ人の女性たちには、私は音楽家でありOLの経験もないし、もしかしたら 2, 3 ヶ月で、子供が産まれて職場を離れるかも知れないから、そんなに仕事を教えなくてもいいと言っていたとか聞いて、不愉快な思いをしました。

CN6：

H：で、再び職場に復帰されて問題はありませんでしたか？

F:大変でしたよ。休業している間に色々な事が変わりました。H:昔の同僚はいないし、法律も変わった？F:ええ。特にコンピュータ処理が様変わりして。H：ああ、そうですね。それは問題だ。M：そして常に新しい法律。F:そして職場のシステムが大きく変わった。前は、お互いに協力し合っていたのに、今は、互いに競争するようになった。企業社会が様変わりしたんです。ちょっと、がっかりしましたね。

CN11：(経営者サイド)

M:ただ育児期間 (*Erziehungszeit*) の問題などを考えた場合、本音を言えば、面接の時から取りたくないですね。H:そういう警戒はしている訳ですか？M:してます。警戒していると同時に、6 か月間の法律的なターミネーションというのがあり、H:日本の産休みたいなものですか？M:いいえ、試用期間 (*Probezeit*) のようなものです。6 か月以上たちますと、自動的に本社員と同じになる。この期間の間に辞めてもらえばいいのですが、だいたい、この期間に自分は妊娠してますなんて言う人はいないね。H:まあ、採用時にはわからないですよ。日本は採用時に医者健康診断書を提出させますが、ドイツでも可能なんですか？M:ドイツではそれはないですね。それから聞いて良いことと悪いことの制約が厳しいです。特に個人に属する事柄、あなたは誰と住んでいるのですか？結婚する気はありますかとか？余計なお世話だということになります。とにかく個人の問題については法律で守られているので、採用時に、この人は健康な人なのかとか、余程、注意して観察しなければならない。

H:(中略) 取られる方はいらっしゃいますか？M:今まで 3 人いました。これははっきり言って、お手上げ。H:さっきおっしゃたように、まあ注意はしているけど、なっちゃたら仕方ないと。M:それは言葉を気を付けなければならないんだけど、結婚している人は

取る可能性大なんです。H: まあ 30 くらいで、最近結婚したばかりだったら、時間的に見てももう行くかなって感じですよ。M: そう。そりゃあたり前で。だからある程度は覚悟してますね。一番大事なのは仕事ができるかどうか。リスクは高くなるかも知れないけど、仕事のできる人間なら仕方がない。

H: (中略) よくわからないのは、3 年たてば戻る権利を持っている訳なんです。まあ、経営者サイドとしては、実際問題、うっとうしいでしょうが、でも、その間、お給料を払う訳ではないのですから、それほど実害はないのでは？

M: 手当も保証も国が払いますからね。H: そうすると、具体的な損害はあるんですか？

M: いや、社員としてのベネフィット（ホテル・航空券の割引など）を持っているから。

(中略) 会社に属していれば身分証明書を持っている訳で育児期間でも使えます。もちろん、会社にとっては別に痛くないけど。腹立たしいって言うか。H: あ、そうか、一応は社員なんだ。T: そうですよ。H: 保険はどうなります？ M: それは関係ない。旦那の方に入っている。H: 年金の積み立ては？ M: 会社は、その期間は出さなくて良い。H: 後、昇級とかは？ M: ありません。全部、止まります。

M: で、問題は、終わり近くになると帰ってきたいということになる。その時に、帰って来る職場が様変わりしちゃっている。H: インタビューでもありましたね。たとえばコンピュータなんか。

M: ええ、でも、そんなのはエクスキューズにならない。とにかく法律的には前にいた職場に戻るとするのが前提ですから。で、たいてい、その時に相手が言うて来るのは、子供の関係があるから半日にしてくれと。H: だいたい、みんなそうしているようですね。

M: うちの、それはノー。二つ目に、もし、(戻って) 欲しくない人の場合には、うちの、会社の業務全体が悪くなっている。だからあなたは余所に行ってもらわなければいけないという。同じ業務に戻さなければいけないんだけど、そういう状況がありますよと話しておく。

H: 余所の会社というのではなく、会社の中の別の営業所とかセクションへの配置転換ですか？ M: そう。(中略) 最初から元の職場に帰れませんという法的な問題があるので。

H: なるほど。そういう職場復帰後の配置転換はできるわけですね。M: 会社の都合ですから。ただ、うまく話さないと、弁護士とか入って、えらいことになるんで。落とし所をよく見極めないよね。それに相手だって一度、割れた鍋を修復しようとは考えてないもの。

H: そうか。相手も必ずしも元の職場に復帰することを望んでいるとは限らないんだ。

M: 限らない。そりゃ人によって違うでしょ。でも当然の権利なんだから、もらうべきものをもらおうという人もいる。

(3) 家庭外保育

CP1 グループで家庭外保育を利用しているのは CN2 のみで、保育園への申請中だが、現在、必要な時に保育ママ Tagesmutter を雇っているとのこと。それ以外は「子供が生まれたばかりだから」、「母親が家にいるから」、「育児休暇中で妻が家にいるから」などの理由で、当面、利用は考えていないとのことで、子供が小さいうちは母親が面倒をみるも

のだという、ドイツの一般的な傾向が確認できる。

CN2:

H: 0-1 歳? F: 一応申請はしているが、待ちリストが 300 人もあるので、当分は実現しない。M: だから必要な時は Tagesmutter を雇う。F: でも、Tagesmutter は保育所よりむちゃくちゃ高い。M: 半日で 600DM。F: 700 DM よ。M: もちろん、月だけ。F: 本当に高いし、手続きも面倒。

CN4:

H: 何らかの家庭外保育の経験は? M: ありません。H: (奥さんに日本語で) さっきお聞きしたように、託児所とか Tagesmutter は全く利用されていない? F: はい。使う必要がないというか。H: ああ、育児休暇中だから必要なし? F: はい。N: ベビーシッターも? F: まだ考えたこともないですね。(ご主人にドイツ語で確認)。M: はい。

しかし、子供が大きくなる CP2 グループでは、第 1 子・第 2 子とも 3-5 歳の就学前には家庭外保育を利用している。ただし、この場合、幼稚園が圧倒的に多く、1992 年の児童青少年支援法の改正(3 歳以上の未就学児に幼稚園への就園を 100% 補償することが地方自治体に要請された)が定着してきているものと思われ、インタビューでは、これが事実上、保育園と同様の機能を果たしていること、近年になるほど手続きが容易になってきたこと、費用は結構掛かることなどが確認できた。なお CN7 で託児所の利用があるが、これは早い時期からドイツ人の子供とコンタクトさせることが目的であったという。

CN5:

H: 保育は利用された? F: 幼稚園からね。3 歳-5 歳。M: これは有料。H: いくらですか? F: 80-90EUR。6 歳からは義務教育。Tagesmutter は見つからないし、高い。半日でだいたい 300-400EUR/月。500EUR くらいまで掛かる。

H: 幼稚園は簡単に見つかりましたか? F: 上の子の場合は、むずかしくて 4 歳から入園しました。法律的には 3 歳から入園する権利が認められていたのですが、空きがなくて。下の子の時は新しい幼稚園ができたので問題なかった。M: 子供も少なくなったしね。N: ここは人口は増えているの? M: まあね。新興住宅地域でだけ。

H: 第 2 子の場合は? F, M: 全く問題なし。H: 月謝は相変わらず? M: ちょっと安くなった。F: もし二人子供がいると二番目は少し安くなる。M: ただし二人同時に入園した場合だけ。F: だから 1 人目が卒園して、二人目が入ると、また一人目と同じ。M: 80-90EUR。

CN6:

H: 保育は利用されていない? M: 幼稚園は利用しました。3 歳-5 歳。ドイツでは 3 歳から幼稚園に行く権利が法律で認められている。

H: 0 歳-1 歳、2 歳-3 歳は産休・育休中だったので保育は必要なかった訳ですね? F: ええ。家にいましたから。

H: で、幼稚園はすぐに見つかりましたか? F: ええ。H: コストは? F: 私は安くないと思った

わ。M:360DM/月掛かった。で 150DM/月ぐらゐは補助があつたけど、プロテスタントの幼稚園で補助だけではカバーできなかつた。でもまあ 150DM くらいだよ。(夫婦で意見が合わない)。

CN7:

H:幼稚園ですね。F:でも性格からすると保育園かな。ほとんど公的でしょう。市とか教会。

H:簡単に見つかった?費用も安かつた?いくらぐらゐ?F:確か月 100DM。第二子が半額。お昼がついて全日制で。M:170DM だったんじゃないか。兄弟が行くと二人目は半額。F:今はどうなっているか?ちょうど下の子が入つた頃にそうなつた。

H:いつ頃から? F:第1子が産まれてからだけど。うちの子にとってはドイツ人とのコンタクトがそこしかなかつた。ドイツ語を習わせるため。H:大事だもんね。F:やっぱりああいうところって、社会性を養う上で大事だから。

CP3 グループも、CP2 と同様、幼稚園を利用しているが、女性がほぼフルタイムで就業している CN8 では、託児ママや学童保育の利用がみられ、逆に、専業主婦を続け、子育てに区切りを付けてからフルタイム就業についた CN9 では、幼稚園以外の学童保育は「考えたこともない」と、対照的な回答を得た。

CN8:

F:最初の子供の時は、彼が教育 Ausbildung を受けていたので、その間は Tagesmutter を雇いました(*奥さんはフルタイムだったから)。M:あれには参つたなあ?H:本当に?M:とにかく Tagesmutter のところに子供を連れてゆくたびに、大泣きするので。H:なるほど。F:で、3歳からは幼稚園に行きました。3歳-6歳まで。H:幼稚園は問題なく見つかりましたか?F:はい。N:このあたりなら市外だから簡単かも知れないなあ。F:その時は、まだフランクフルト市内に住んでいました。(中略)

H:第2子の場合も同じですか?F:二番目の子は、2歳から幼稚園に行きました。私達はベルリンに住んでいて、親達で運営する幼稚園 Elterninitiativ があつたので。親が自分達で食事を作つたり掃除をしたり。H:それと?F:学童保育 Schulebetreuung。14:00 から 17:00 まで。100DM/月です。

H:で、第3子は?F:ごく普通に幼稚園です。昔は全日保育だったので、300DM 掛かつたのですが、今は 11:30 までなので 120DM です。H:全日保育の幼稚園ってあるんですか?F:7:00 から 17:30 まで。どこにでもあるわけではないけど。美味しい朝食も出ますよ。パイナップルやメロンなど、素敵ですよ。

CN9:

H:幼稚園に行かした?F:ええ、子供にとっては社会的な接触の機会ですから。

H:それ以外は?なし。F:ええ、専業主婦で家にいましたから。

H:ところで、小さなお子さんとずっと家にいて満足でしたか?F:はい。子供が小さい時に母親が家にいるのは大変重要なことです。

H: いつ保育の利用を考えましたか? 一度もない? F: はい。

LP1 の場合は、託児所、幼稚園、学童保育所の利用なしには就業できない状況にあり、もっとも依存度が高いが、それでも CN10 では子供が 0 歳 - 1 歳では「早すぎる」という理由で家庭外保育は利用していない。

CN10:

H: 2 歳 - 3 歳と、それ以降? F: 前 (2 歳 - 3 歳) は託児所 Krabelstube。市立のものと私的なものとありました。で、その後、幼稚園に行き、就学後は学童保育所 Hortplatz?。運が良かった。私はフルタイムで働かなければならないから。H: 0 歳 - 1 歳の時は、保育所を探さなかったんですか? F: いいえ。希望しませんでした。早すぎる。託児所 Krabelstube に入れたのは 1 歳と 3 か月の時だから。で、じきに幼稚園に入ったから。H: すぐに見つかりましたか? F: 幼稚園ですか? M: 法律ができて政府は希望する子供に幼稚園へ行かせる義務があるからね。

なお「家庭外の保育機関・機会を利用することをいつ頃から考えるようになりましたか?」という質問に対しては「第 1 子出産後」と答えたものが最も多く、次いで「考えたことなし」、「将来の職場復帰を考えた時」となっており、第 1 子出産前に、この問題を検討したカップルは皆無であった。

2.3 家族・出産・子育てなどについての考え方

「結婚・同居の理由 (複数回答可)」という質問に対しては、男女とも「当然のことと思っただから als ganz natürliches Prozeß」が一般的で「子供が欲しかった wegen Kinderwunsch」を挙げたのは CN8 の女性、CN7 の男性のみである。ただし CN10 は「子供ができたから同棲した」と答えている。

立ち会い出産は、帝王切開など止むえない事情による場合以外は、すべてのカップルで当然の事と受け止められている。

夫の育児参加については、「専ら妻」が最も多く、これに「主として妻」「主として妻だが夫も積極的に参加」が続く。夫の家事参加もほぼ同様だが、CN1、CN2、CN10 などでは「公平に分担している」という回答もみられた。

インタビュー調査では、これらの項目は、カップルで意見が分かれるケースが多く、男性は主観的には「積極的に参加」しているつもりだが、女性から見ると、お手伝いの域を出ないという評価が多くみられた。しかし、女性の側も、男女の性別役割分業の廃止を求める者はなく、主として男性が稼がなければならないのだから、女性と同じように育児・家事を行えとは言えないという見方が大勢であった。

家計については「一つの家計」が最も多く、伝統的にドイツでは、男性が女性に毎月の生活費のみを渡すといわれているが、そのようなケースはなく、「共通コストのみ」という例外は、いずれも男性が自営業 (芸術家) で仕事上の経費を別に行っている場合と、別居

中の CN10 だけであった。

CN1:

M: 母親中心。F: 疲れた時に見てくれる。でも上手ですよ。M: 僕は仕事を今コックをやっているんで 1 日仕事で、ドイツのホテルで働いているんで、日本のレストランよりは休みは多くもらっているんですが、でも、日曜日は休みで、もう一日は毎週バラバラなんです。それでこう計画が立たなく。で、今回、子供ができるにあたって転職することにしたんです。そうすると日月休みになって夜も早く帰って来られるし。やっぱり子供ができるということで、すごく考えましたね。

CN4:

H: ほとんど家事とか育児は奥さんがされている？ 不満はありませんか？ F: 不満って。だんながもっと会ってくれたらいいとか？ 笑い。H: もちろん収入とか考えれば奥さんが家にいる方が有利なんでしょけど。でも、いつも家にいて子供の世話は大変でしょう。まあ、まだ生まれて 1 年半くらいだから、そんなに追い詰められることもないですか？ F: 時々、自分が子供を見るんじゃないかと、外に働きに行きたいとは思いますが。子供の世話じゃなくて、自分が社会に復帰したいという気は時々します。

CN7:

H: 育児について？ M: さあ、そろそろ揉めそうだなあ。

F: どちらかといえば、って感じじゃないなあ。

H: ほとんど妻任せってのもありますよ。

M: 他の家庭に比べらりゃ、マシだよ。ドイツ人並み。

F: だけど、よその日本人家庭で、旦那が夜 1 時まで、子供の勉強に付き合うとか。

(中略)

H: 家事について？ これは。いつの話？ 子供が小さい時は？

F: 今も昔も。

M: 子供が赤ん坊の時。

H: まあ、主観的にはやっているつもり。やっぱり要求水準が全然違うんだよね。

F: 家事をする立場としては、自主的にやるのと、お手伝いでは違う。

M: やあ、やり方が違うから。たまにやると揉める。揉めるというか。合わない。

F: 靴下を何度もピンクに染めたりね。

CN8:

H: 子育てに御主人も共同参加？ これはマレーシアでは普通なんですか？

M: ぜんぜん。F: マレーシアでは子育てはインドネシアの家政婦がやります。みんな、ひたすらお金を稼ぐのに忙しくて家庭を顧みない。H: 勤勉なんですかね。M: 西洋の影響で考え方が変わった。私の姉妹なども仕事ばかり。もう十分お金ができたのに、なんで仕事ばかりなんだというんだけど。F: 本当に。休暇も何もなし。ひたすら働くだけ。H: 20 年前の日本みたですかね。M: その通り。ルック・イースト政策の影響です。

H：家事は？ F：家事はね。我々はいつも家政婦を探しています。M：あんまりいい人がいないので。フィリピン人の女の子を雇ったんですが、帰りのバスの時間ばかり気にしてろくに働かない。

3. 考察

3.1 プロフィールについて

インタビューで接触した数少ない例からも、CP1、CP2、CP3 と、子供数が多いほど、カップルの関係期間も長く年齢も高くなり、就業歴も複雑となることがわかった。とりわけ、CP1 と CP2・CP3 の間には、単なる年齢の違いというより世代・コーホートの相違も感じられ、年次データに基づくモデル家族の解釈にあたっては、この点に十分配慮する必要があると思われる。

就業歴については、男性が、ほぼ一貫してフルタイム就業であるのに対し、女性は、子供の年齢や数、男性の職業などにより、結婚後や出産後、就業状況が極めて複雑に変化しており、男女で明確な差がみられる。この事は、北欧諸国や旧東ドイツ地域より低い、旧西ドイツ地域の女子（とりわけ有配偶・有子）労働力率、高いパートタイム比率などの統計的事実を裏付けるものである。

しかし、その一方、わが国のM字型女子就業構造と比較した場合、内容の相違は、明確であり、同じ専業主婦でも、いずれはフルタイムでの職場復帰を前提としているか、またはパート就業でも、わが国とは異なり、出産前の同じ職場で、週の労働時間を減らしたものであるなどの点で、育児休暇制度の効果を反映したものとなっていることがわかった。逆にいえば、ドイツの専業主婦、パート就業というカテゴリーには、3年の育児休暇中や、育児休暇で明けてパート就業中というケースがかなり含まれることになり、やはりモデル家族の解釈にあたっては、この点に十分配慮する必要があると思われる。

居住形態は CP1 グループでは、マンション・アパート (Alte Wohnung) が主流で、CP2 グループ、CP3 グループでは、一戸建て持ち家が中心となる傾向がみられ、また部屋数も子供数が多いほど多い。ドイツでは、戦後、一人の子供には一人の部屋が当たり前の考え方が主流となり、子供数に比例して必然的により大きな住居を求める結果、これが子育ての大きな負担となっていることがわかる。なお住宅補助は基本的に自己所有の場合のみであるが、その形態には、補助金、税控除などばらつきがあり、しかも適用条件も複雑で、地域や時期によっても異なり、今回のようなインタビュー調査でも、その把握は困難であった。従って、しばしば指摘されるようにモデル家族による分析では、この住宅補助金の要素をどう扱うか（家計に占める割合も大きい）が問題となることがわかった。

3.2 家計について

収入のうち、児童手当は、所得と無関係に金額が子供数に比例していることもあり、すべての世帯で明確な回答が得られ、この制度が当然のものとして広く定着している様子が見えがえるが、育児休暇手当に関しては回答が曖昧で、支給に所得制限その他の制約条件があり算定が複雑であること、また過去の支給は度重なる制度変更もあり、記憶が曖昧で

あるなど、あまり良く認識されていない。これは家族政策上の税控除も同様で、納税票を見るか会社の税理士に聞くかしないかわからないという世帯が大部分であり、殆ど意識されていないか、よく理解されていない印象であった。

しかし、回答が得られたケースのみについて、世帯の粗収入に占める補助金の割合を計算してみると、児童手当が 3.1%から 18.0%、手当・補助全体では 4.8%から 29.7%といずれも小さいとはいえない。支出との相対比率も同様で、児童手当が 6.9%から 36.9%、公的手当全体では 6.9%から 60.8%までと、ドイツの家族政策的財政支援の手厚さが確認できた。

また支出に占める割合は、住居費がもっとも高く、最低 34.4%から CN8 の 71.3%まで、かなりの比重を持つ点で共通しており、『一番、負担に感じている』ことがわかる。なお、わが国で問題となる教育費について言及するケースは皆無であった。

3.3 政策の受容について

児童手当の認知は極めて高いが、制度を意識するようになったのは、子供の出産が間近になるか、あるいは生んでしまってからで、この制度があるから「安心して子供を産んだ」といったケースはない。CP0 やシングルにも同様のインタビューを行わないと確認はできないが、第 1 子出産以前には殆ど関心を持たないものと思われ、殆どの CP1 が「大した金額ではない」「ミルク代程度」としている点と呼応している。その一方、殆どの家族が、なくなると「かなり生活が苦しくなる」と回答しており、この評価は、家計に占める手当・補助の大きさに対応している。また不満の大部分は金額に集中しており、これは、子供の多い家庭ほど、財政支援的家族施策に対する関心が高いという BiB の意識調査結果(Roloff & Dorbritz, 1999: 236)とも一致している。またインタビュー結果からもわかるように、CP2、CP3 が求める児童手当は、単なる「生活の足し」ではなく、子育てにともなう追加費用のすべてであり、完全な所得補償であるといえよう。

男性が産休・育休を取得したケースは殆どなく、基本的に男性が働き、女性が育児に責任を負うというのが一般的認識であることが確認できた。これは男女の賃金格差とも関係があるようで、現状では男性の取得は論外という印象であった。一方、女性パートナーでは産休・育休を取らない方が例外で、この制度がすでに広く認識・実践されていること

が確認できた。ただし、休業補償は一般的ではなく、また年金への算入も殆ど意識されておらず、「育児休暇＝無給だが 3 年以内に元の職場に復帰できる権利」として理解されていることがわかった。また、この法律上の権利の行使は、実際には、それほど容易ではなく、雇用者サイドの抵抗や、職場復帰にあたって様々な困難を乗り越えねばならないことも確認された。

家庭外保育については、1992 年の児童青少年支援法の改正により、幼稚園への通園が急速に一般化し、事実上、保育園的機能を果たしていることが確認できた。しかし、CP1 グループも含め、子供が 0 歳-3 歳の間は母親が面倒をみるものだという、ドイツの一般的な傾向は変化しておらず、むしろ、3 年以内に元の職場に復帰できるという育児休暇制度は、この規範に基づくものであり、その実現を促進する役割を果たしていると思われる。実際、幼稚園以外の、主要な家庭外保育手段である託児ママ Tagesmutter は、非常にコストが掛かり、これがフルタイム就業の妨げになっているとのことである。ただし「家庭外

の保育機関・機会を利用する」を意識したのは、「第1子出産後」と答えたものが最も多く、少なくとも第1子出産前に、この問題を検討することはないようである。

夫の育児・家事参加については「専ら妻」が最も多く、これに次いで「主として妻」「主として妻だが夫も積極的に参加」となっており、ここでも男女の性別役割分業の廃止を求める傾向は確認できない。

謝辞

末尾ながら、短期間に効率良く調査をアレンジして下さったフランクフルト在住の那須秀至氏を初め、インタビューにご協力いただいた多くの方々に心より謝意を表します。

参考文献

- 原 俊彦、2000、「ドイツの家族政策の特徴と受容」 『現代社会学研究』 14号 北海道社会学会
- Bandelt C.& S. Baumgartner,1998,Denkbare Konstellationen der sozioökonomischen Lage von Familien:Ergebnisse der Modellfamilienanalyse. In:Bandelt Christoph(Hrsg.), Zur Lage der Familien in Österreich- Ergebnisse des sozio-ökonomischen Indicatorsystem. Österreichisches Institut für Familienforschung, Schriftenreihe Band 6, Wien: S.223-300.
- BIB(Hrsg.), J. Roloff, Familienbildung und Kinderwunsch in Deutschland – Familieneinkommen, Kinderkosten und deren Einfluß auf generative Verhaltensentscheidung, Materialien zur Bevölkerungswissenschaft, Heft82d,1996
- Ditch J., H. Barne, J. Bradshaw, J. Commaile und T. Eardelr, Europäische Beobachtungsstelle für National Familienpolitiken-Eine Synthese nationaler Familienpolitiken 1994, Entwicklungen der nationalen Familienpolitiken 1994
- Dorbritz, J. und B. Fux (Hrsg.) , 1997, Einstellungen zur Familienpolitik in Europa., Schriftenreihe des Bundesinstituts für Bevölkerungsforschung Band 24. Harald Boldt Verlag Lohkamp-Himmighofen, M.,1997, Familienpolitischen Maßnahmen bei Mutterschaft und der erziehung von Klienkindern in den Mitgliedsstaaten der EU, Norwegen und der Schweiz, Zeitschrift für Bevölkerungsvorschung, 1/1999, 47-64.
- Roloff, J., J. Dorbritz(Hrsg.), 1999, Familienbildung in deutschland anfang der 90er Jahre- Demographische Trends, individuelle Einstellungen und socio-öconomische Bedigungen, Schriftenreihe des BIB Band 30, Leske+Burdrich